

# エネルギー負担が増加している 各務原市内の事業者を支援します

第2弾

事業者  
対象

必ず市ウェブサイトや申請の手引きを確認してください

## 支援金

令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月  
(1か月間)におけるエネルギー経費の合計金額

支援金額

①	7万円以上10万円未満	1万7000円
②	10万円以上15万円未満	3万円
③	15万円以上20万円未満	4万3000円
④	20万円以上25万円未満	5万6000円
⑤	25万円以上30万円未満	6万9000円
⑥	30万円以上35万円未満	8万2000円
⑦	35万円以上	9万5000円

※ エネルギー：ガソリン・軽油、電気、ガス、灯油、重油

## 申請方法

①郵送 提出書類を郵送して申請

または  
②ウェブ

添付書類が少ない方は  
ウェブからでも申請できます

※ 窓口持参での申請は受け付けておりません。

## 申請期間

令和5年4月17日（月）から令和5年6月30日（金）まで

※ 予算が上限に達した場合、早期に受付を終了する場合があります。

## 申請先

①郵送 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69  
各務原市エネルギー価格高騰対策支援金事務局 宛

または  
②ウェブ



市ウェブサイト

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（第2弾）

問合せ

コールセンター：058-201-2378（平日9:00～17:00）  
令和5年4月17日からつながります  
メール：k-energy@city.kakamigahara.gifu.jp



# 必ず市ウェブサイトや申請の手引きを確認してください

## 申請期間

※ 当日消印有効  
※ 電子申請は締切日23:59まで

令和5年4月17日（月）から令和5年6月30日（金）まで

申請は1事業者1回限り（支援金第1弾の交付を受けた場合も申請できます）

## 対象者（一部抜粋）

- 下記をすべて満たす者
  - ① 各務原市内に事業所等のある事業者（大企業を除く。）
  - ② 現在市内で事業を営んでいて、今後1年以上事業を行う予定の者
  - ③ 令和4年11月から令和5年1月までのいずれかの月（1か月間）において、事業の実施に要したエネルギー経費の合計額が7万円以上の者
  - ④ 市税の滞納がない者
- ※ 県のエネルギー価格高騰に関する支援を受けている場合、県の支援金交付額によっては交付対象外となる場合があります。

## 提出書類の入手と詳細

- 各務原市ウェブサイトからダウンロード

各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援

検索 

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp//business/shokogyo/1017568.html>



市ウェブサイト

- 配布場所
- 産業文化センター1階総合案内
- 商工振興課

## 提出書類

※ 本支援金第1弾の交付を受けた方に限り、③と⑦を省略できる場合があります

- ① 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ② 実績報告書
- ※ ③ 申請者・事業所等の確認ができる書類  
法人：法人登記事項証明書の写し 個人事業者：確定申告書や営業許可等の写しと本人確認書類
- ④ エネルギー経費の支出が確認できる書類（注1）  
領収書、請求書、振込を行った口座の通帳等の写し
- ⑤ 振込口座の通帳の写し
- ⑥ 誓約書
- ※ ⑦ 岐阜県の支援金交付が分かる書類  
交付を受けた口座の通帳等の写し（注2）
- ⑧ 提出書類チェックシート

（注1）

- 提出はひと月分（支払い月）
- 事業と家庭のエネルギー利用が合算された書類は家事按分すること

（注2）

本支援金第1弾の交付を受けていない方で、岐阜県によるエネルギー価格高騰に関する支援金の交付を受けている場合、その交付額を差し引いた金額が今回の支援額となります。

## 申請方法

1. 申請期間内に、下記まで**申請書類を郵送**

【郵送先】 〒504-8555

各務原市那加桜町1-69 各務原市エネルギー価格高騰対策支援事務局 宛

✓ 簡易書留など追跡できる方法で発送してください

- 窓口持参での申請は受け付けておりません

2. 申請書類の③が3枚以下、かつ④が6枚以下の場合、電子申請を選択することができます



市ウェブサイト